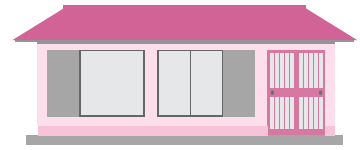


空き家バンク

眠っている資産「空き家」を有効活用しませんか

市では、空き家の有効活用を考えている方と、いなべ市での暮らしを希望される方とを結ぶ「いなべ市空き家バンク制度」を実施しています。この制度を通して、定住促進・住環境向上を目指し、地域が活性化することを目的としています。



所有している「空き家」を貸したり売ったりしたいと思っている方へ

大切な家を「空き屋」のまま維持管理していくのは大変なことです。

空き家の所有権があり、賃貸や売却を希望される方は「空き家バンク」にご登録ください。空き家の写真や間取り等をホームページに掲載し、利用希望者を募集します。

空き家所有者登録の流れ

- 1 賃貸・売却希望の方は、「空き家バンク制度登録申込書」を住環境整備課へ提出
- 2 空き家を調査後「空き家登録」の手続き 「空き家バンク」登録
- 3 個人交渉か仲介業者（宅地建物取引業者）の交渉かどちらかを選択
市は空き家の紹介のみで、契約交渉はそれぞれ個々で行っていただきます。仲介業者（宅地建物取引業者）の交渉を選択された場合は仲介業者が契約交渉を行います。規定の手数料が必要となります。（市と宅地建物取引業協会との連携で運営しています）
- 4 市のホームページに掲載し、利用者を募集

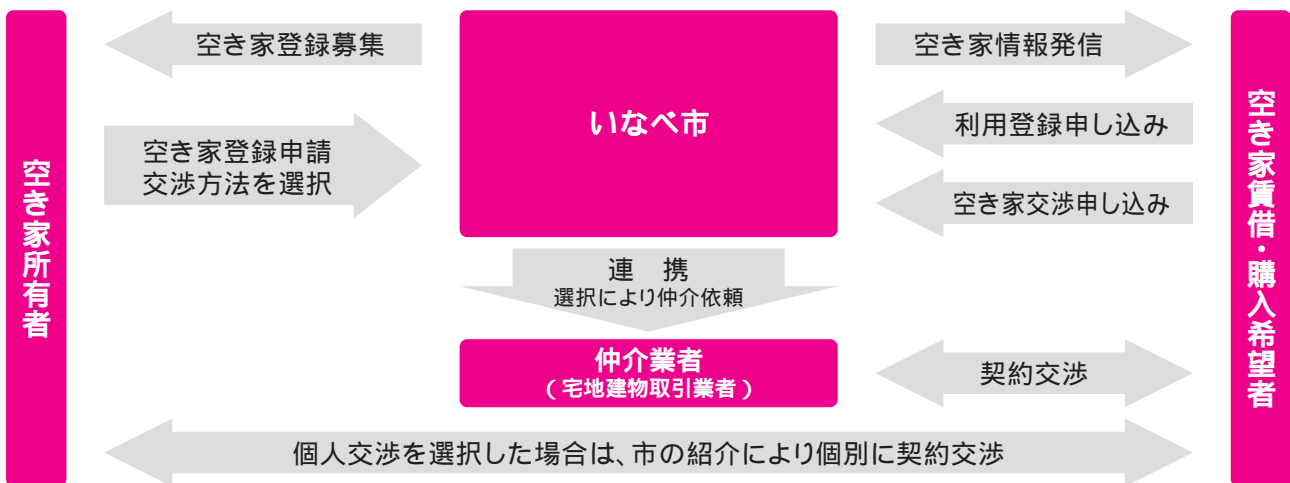
空き家を借りたい方・買いたい方へ

（利用条件 抜粋）

- 1 空き家に定住し、地域住民の一員として地域の活性化に貢献できる方
- 2 空き家に定期的に滞在し、経済・教育活動等を行い、地域の活性化に貢献できる方

空き家利用者登録の流れ

- 1 賃借・購入希望の方は、「空き家バンク制度利用登録申込書」を住環境整備課へ提出
- 2 提出された「申込書」を審査
- 3 申し込みの内容が適切であると認められたときは、空き家バンク制度に登録
- 4 希望の空き家があれば、住環境整備課に「交渉申込書」を提出
（賃借・購入希望の方は交渉方法の選択はできません）



平成20年7月制度運用開始後、4戸の空き家が登録され、1戸が仲介交渉により契約が成立しました。詳しくは、下記へお問い合わせください。

問 大安庁舎 住環境整備課 T 78-3541 F 78-1114